

葛飾区民間建築物アスベスト調査助成要綱

平成17年9月29日

17葛都建第369号

区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、民間建築物におけるアスベストの調査に要した費用の一部を予算の範囲内で助成することにより、アスベストの飛散を予防するための措置を早期に推進し、区民のアスベストによる健康被害の発生を防止することを目的とする。

(助成対象建築物)

第2条 助成の対象となる建築物(以下「助成対象建築物」という。)は、葛飾区内の建築物のうち、当該建築物の屋外又は屋内においてアスベストを含有する可能性のある吹付け材が使用された建築物であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 住宅又は兼用住宅
- (2) 共同住宅

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができるものは、前条に規定する助成対象建築物を所有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条に規定する助成対象建築物の建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条に規定する区分所有者の団体(以下「管理組合」という。)は、助成を受けることができる。

(助成対象経費等)

第4条 助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象建築物の屋外又は屋内の吹付け材におけるアスベストの有無を確認する調査(以下「アスベスト調査」という。)に要した費用とする。

2 アスベスト調査の方法は、分散染色分析法、電子顕微鏡法、X線回析法等とし、当該調査は、専門の分析機関により行うものとする。

(助成の回数)

第5条 この要綱に基づく助成を受けることができる回数は、助成対象建築物1件につき1回限りとする。

(助成額)

第6条 助成額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第2条第1号に規定する住宅又は兼用住宅 1件につき10万円を限度として、助成対象経費の2分の1に相当する額
- (2) 第2条第2号に規定する共同住宅 1件につき30万円を限度として、助成対象経費の2分の1に相当する額

2 前項の助成額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(助成の申請手続)

第7条 第3条第1項に規定する助成対象建築物を所有するものが2人以上いる場合の申請手続は、当該所有するものうちこれらのものを代表する者（以下「代表者」という。）

1人を定め、当該代表者が助成の申請手続を行うものとする。

2 第3条第2項に規定する管理組合の場合の申請手続は、当該管理組合で定める建物の区分所有等に関する法律第25条に規定する管理者（以下「管理者」という。）又は当該管理組合の規約若しくは集会の決議により当該管理組合を代表するもの（以下これらを「管理者等」という。）が助成の申請手続を行うものとする。

第8条 助成を受けようとするものは、アスベスト調査助成承認申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象建築物の建築場所の案内図
- (2) 助成対象建築物を所有することが確認できる書類の写し
- (3) 助成対象建築物及び吹付け材の写真
- (4) その他区長が必要と認める書類

2 前条第1項に規定する代表者は、前項各号に定める書類のほか、当該申請に関して当該助成対象建築物を所有するものの全員の承諾を受けたことを証する書類並びに助成に関する手続及び助成金の受領を委任された旨を証する書類を区長に提出しなければならない。

3 前条第2項に規定する管理者等は、当該助成対象建築物において管理組合を構成していることを証する書面の写し、当該管理組合の管理者又は当該管理組合を代表するものであることを証する書面の写し及び当該申請を行うことについて権限があることを証する書面の写しを区長に提出しなければならない。

(助成の承認)

第9条 区長は、前条第1項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、助成の対象者となることが適当と認めるときは、アスベスト調査助成承認通知書（第2号様式）により、不適当と認めるときは、アスベスト調査助成不承認通知書（第3号様式）により、当該申請をしたものに通知する。

(助成の取下げ)

第10条 第8条の規定により助成の申請をしたものが当該申請を取り下げようとするとき又は前条の規定により助成の対象者であることの承認を受けたものが、当該承認に係るアスベスト調査を取り止め、若しくは中止しようとするときは、助成承認申請取下げ等届出書(第4号様式)を区長に提出しなければならない。

(助成金の交付申請)

第11条 助成の対象者であることの承認を受けたものが、アスベスト調査を完了したときは、速やかにアスベスト調査助成金交付申請書(第5号様式)に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 当該調査に要した費用の領収書等、助成対象経費が確認できる書類の写し
- (2) 調査報告書等、アスベストの有無が確認できる書類の写し
- (3) その他区長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第12条 区長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容の審査を行い、助成金の交付の可否及びその額を決定する。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、アスベスト調査助成金交付決定通知書(第6号様式)により、交付しないことを決定したときは、アスベスト調査助成金不交付決定通知書(第7号様式)により当該申請をしたものに通知する。

(助成金の請求及び交付)

第13条 前条の規定により助成金の交付決定を受けたものは、速やかにアスベスト調査助成金請求書(第8号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 区長は、助成金の交付決定を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容、これに付した条件又は区長の指示に反したとき。

2 区長は、前項の規定に基づき、助成金の交付決定を取り消したときは、助成金交付決定取消通知書(第9号様式)により当該申請をしたものに通知する。

(重複助成)

第 15 条 区長は、その他の類似の助成を受けている場合は、この制度による助成の全部又は一部を行わないことができる。

(助成金の返還)

第 16 条 区長は、第 14 条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(助言)

第 17 条 区長は、助成金の交付決定を受ける者に対して、アスベストの飛散の予防が図られるよう助言を行うことができる。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 3 日から施行する。

付 則 (平成 26 年 12 月 16 日 26 葛都建第 1632 号都市整備部長決裁)

この要綱は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。